

◎国民健康保険税とは？

国民健康保険税は加入者（被保険者）が病気やケガで病院にかかったときの医療費などを賄うため、加入者に負担いただく市税です。

国民健康保険に加入した月から計算され、世帯所得や加入者（被保険者）数によって負担する税額が異なります。世帯主の国保加入の有無に関わらず、世帯主が納税義務者となります。国民健康保険制度は、国保以外の健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方を除く、すべての方々に加入いただくものなので、国保加入の届出が遅れると納期ごとの税負担額も大きくなります。

◎国保税滞納整理強化月間

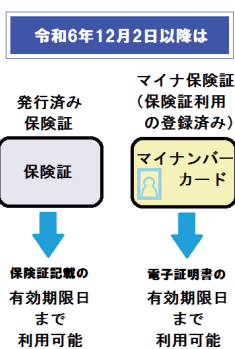
国保税は国民健康保険制度を支える貴重な財源です。鹿児島県および県内市町村では、毎年8月と12月を「県下一斉国保税滞納整理強化月間」として国保税の収納対策の取り組みを強化しています。曾於市も国保税の収納率向上のために催告書などの送付、預貯金や給与などの財産調査、差押えなどの滞納処分を強化します。

◎国保税に滞納があるとき…

国民健康保険の保険証は、12月から新規発行が終了し、マイナンバーカードを保険証として使用することになります。国保税に滞納があるとオンライン上で国民健康保険の加入者であることは確認できますが「特別療養費対象」として表示され、医療費は全額自己負担となります。

国保税に滞納がありマイナンバーカードを取得していない方、または取得していても保険証利用登録をしていない方は「資格確認書（特別療養費）」が交付され、オンライン上と同様の取り扱いとなります。

必要な時に必要な医療が受けられるよう、国保税の滞納を放っておかずに早めに納付しましょう。



国民年金
のはなし

付加年金について

【本 庁】市民環境課 国民年金係 ☎ 0986-76-8805
【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934
【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

国民年金には付加年金という制度があります。月々の定額保険料に付加保険料（月額400円）を追加して支払うと、65歳からの老齢基礎年金に付加年金（年額200円×納付月数）が上乗せされる制度です。加入は任意で申し込みが必要です。

◎付加保険料を納付できる方

第1号被保険者（国民年金加入者・任意加入者）

※国民年金保険料が免除されている方や国民年金基金の加入者は申し込みできません

鹿屋年金事務所による出張年金相談 ※年金請求の相談が優先となります

日 程	時 間	場 所	予 約 先
12月11日(水)	午前9時30分～ 午後3時30分	末吉本庁 3階 第3委員会室	市民環境課 国民年金係 ☎ 0986-76-8805

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。